

美馬市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 34,395	千円 18,419,336	千円 353,473	千円 4,295,863	% 23.3	% 25.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

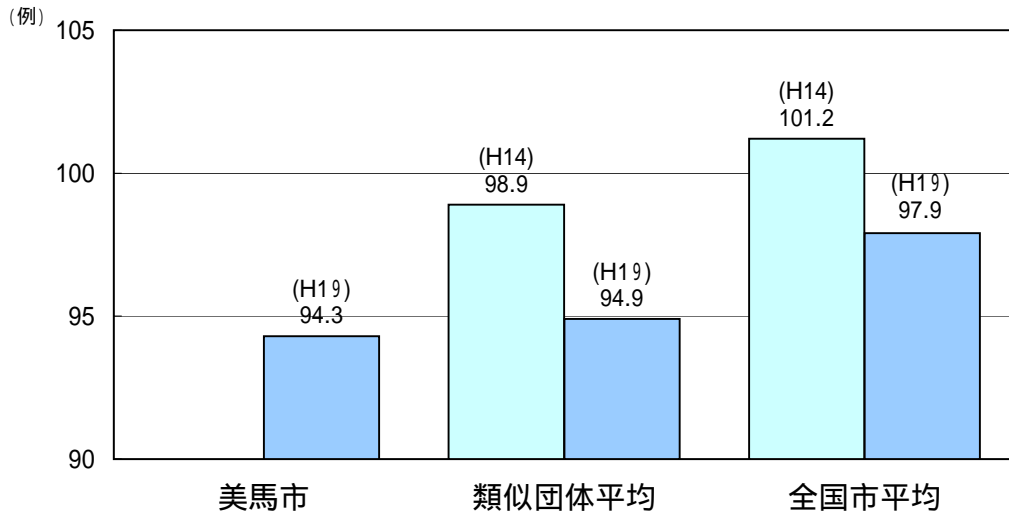
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 494	千円 1,937,232	千円 227,961	千円 850,549	千円 3,015,742	千円 6,105	千円 6,026

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成18年度から5%の給与抑制措置を実施。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
19年度	円	円	円 (%)	%	% 0.35

(参考) 国の改定率
% 0.35

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
19年度	月	月	月	月	月 4.50

(参考) 国の年間 支給月数
月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美馬市	46.1 歳	351,700 円	397,656 円	376,491 円
徳島県	43.7 歳	360,333 円	430,414 円	390,004 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
類似団体	43.2 歳	331,766 円	384,098 円	358,865 円

技能労務職

区分	公務員				民間			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A / B
美馬市	52.3 歳	42 人	346,300 円	354,669 円	351,190 円	-	-	-	-
うち用務員	53.8 歳	21 人	356,800 円	365,380 円	361,609 円		歳	円	
うち学校給食員	49.0 歳	11 人	329,600 円	335,555 円	333,155 円		歳	円	
うちその他の 技能労務職	52.9 歳	10 人	342,380 円	352,110 円	348,980 円		歳	円	
徳島県	44.3 歳	282 人	328,016 円	367,813 円	347,715 円	-	-	-	-
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円		320,514 円	-	-	-	-
類似団体	47.5 歳	38 人	303,078 円	327,575 円	316,564 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
美馬市	-	-	-
うち用務員	円	円	
うち学校給食員	円	円	
うちその他の 技能労務職	円	円	

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成～年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
美馬市	47.3 歳	363,097 円	371,206 円
徳島県	45.8 歳	411,180 円	456,684 円
類似団体	43.8 歳	332,404 円	351,394 円

消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美馬市	44.2 歳	334,959 円	385,856 円	350,469 円
徳島県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
類似団体	40.6 歳	311,135 円	369,526 円	338,410 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		美馬市	徳島県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	138,400 円	140,300 円	-
	中学卒	134,000 円	131,500 円	-
教育職	大学卒	170,200 円	197,400 円	-
	高校卒	138,400 円	153,100 円	-
消防職	大学卒	170,200 円	- 円	-
	高校卒	138,400 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

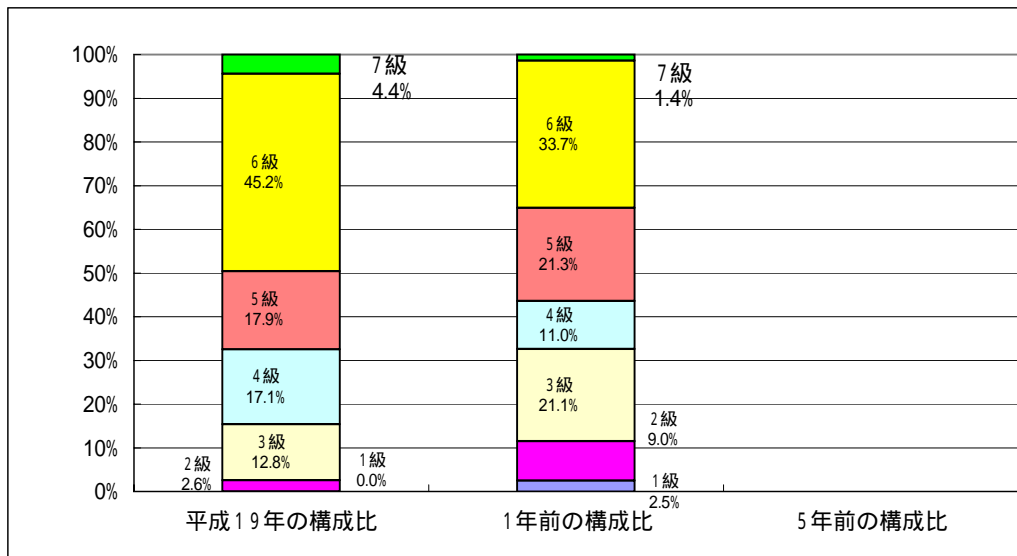
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,670 円	295,070 円	345,040 円
	高校卒	- 円	252,890 円	302,955 円
技能労務職	高校卒	219,070 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	241,870 円	- 円	351,120 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	- 円	- 円	345,040 円
	高校卒	- 円	302,955 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長又はこれに相当する職務	12 人	4.4 %
6 級	1 次長及び課長の職務又はこれに相当する職務 2 特に困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務	124 人	45.2 %
5 級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 特に困難な業務を分掌する主任の職務又はこれに相当する職務	49 人	17.9 %
4 級	困難な業務を分掌する主任の職務又はこれに相当する職務	47 人	17.1 %
3 級	主任の職務又はこれに相当する職務	35 人	12.8 %
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	7 人	2.6 %
1 級	定型的な業務を行う職務	0 人	0.0 %

- (注) 1 美馬市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律昇給

1月1日定期昇給前に、全職員に対し、上位の者から、勤務成績が良好であるかどうかの証明を提出させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

美 馬 市	徳 島 県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,769 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,889 千円	
(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

[参考] 勤勉手当への勤務実績の反映状況【一般行政職】

一律支給 公平、公正な評価制度の確立を目指し、人事制度検討委員会ワーキングチームを結成し、現在検討中である。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

美 馬 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 千円 23,240 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		637 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		636,504 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	12 %	1 人	12 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(2 2 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
医師	15 %	15 %
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		19,170 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		174,276 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		21.2 %
手当の種類(手当数)		9
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	月額 1,000円
昼夜休日手当	美馬温泉に勤務する職員	月額 給料月額の100分の6
特殊業務手当	一の森スーパー林道の管理業務に従事した職員	1回 1,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所において生活保護業務に従事する職員	月額 5,000円
保育業務手当	保育所に勤務する保育業務に従事する保育士	月額 給料月額の100分の4
危険手当	消火活動、救急救助活動、水防活動及びその他の災害等危険又は困難な作業に従事する消防吏員	救急救命士 月額 5,000円 その他 月額 3,000円
夜間特殊業務手当	交代制勤務を正規の勤務として午後10時から翌日午前5時までの深夜勤務に従事した消防吏員	1当務 300円
出勤手当	消火活動、救急救助活動、水防活動及びその他の災害等で緊急に現地出勤した消防吏員	大型機関員 1回 500円 普通機関員 1回 400円 その他 1回 300円 管轄外出勤の場合は300円加算
医療業務手当	木屋平診療所に勤務する医師	月額 150,000円
	木屋平診療所に勤務する看護師	月額 5,000円
	木屋平診療所において夜間救急業務に従事した看護師	1回 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	51,716 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	100 千円
支給実績(17年度決算)	79,837 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	156 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されるもの (ア)配偶者 13,000円 (イ)配偶者以外 1人につき それぞれ6,500円 ・職員に配偶者がいない場合そのうち1人につき11,000円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ		59,580 千円	222,315 円
住居手当	・自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給されるもの 基礎控除額12,000円 最高支給限度額27,000円(単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する場合は、職員本人が居住する場合の手当額の1/2) ・その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに対して支給されるもの 3,500円(単身赴任手当受給者の配偶者が居住する場合は1,700円)	異なる	その所有に係る住宅に居住している場合の支給単価等	19,005 千円	84,467 円
通勤手当	・通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員に対して支給されるもの 定期券(6箇月を超えない範囲内で最も長い期間のもの)の価格(最高支給限度額55,000円) ・通勤のため自動車等を利用することを常例とする職員に対して支給されるもの 片道の使用距離に応じ24,500円まで ・通勤のため、特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に対して支給されるもの 特別料金等の2分の1の額 最高支給限度額25,000円	同じ		27,038 千円	63,920 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給されるもの ・給料月額×支給割合(給料月額の25/100を超えない範囲内)	同じ		39,703 千円	357,684 円

休日勤務手当	・(正規の勤務時間内に勤務した全時間) × (勤務1時間あたりの給与額) × 支給割合 (125/100 ~ 150/100)	同じ		17,516 千円	407,339 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に支給されるもの ・勤務1回につき12,000円を超えない範囲内の額	同じ		42 千円	8,300 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されるもの ・(深夜勤務時間数) × (勤務1時間あたりの給与額) × 25/100	同じ		2,167 千円	50,387 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に対し、勤務1回につき4,200円	同じ		5,120 千円	18,091 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給されるもの ・月額23,000円 + 加算額(45,000円を超えない範囲内)	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける医師のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 ・月額306,900円	同じ		3,683 千円	3,682,800 円
特地勤務手当	徳島県から派遣された医師に対し支給 ・給料及び扶養手当の月額合計額に12/100を乗じて得た額	同じ		637 千円	636,504 円

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	722,500 円	(参考)類似団体における最高/最低額 940,000 円 / 160,000 円
	副市長	(850,000 円)	
	収入役	612,000 円	760,000 円 / 419,000 円
		(680,000 円)	
報 酬	議長	573,300 円	670,500 円 / 455,800 円
	副議長	(637,000 円)	
	議員	395,000 円	598,000 円 / 266,000 円
		(345,000 円)	
期 末 手 当	市区町村長	(18年度支給割合)	
	副市長	3.3	月分
	収入役		
		(18年度支給割合)	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×43.5/100×勤続月数	17,748,000 円 任期毎
	収入役	給料月額×25.75/100×勤続月数	8,404,800 円 任期毎
	備考	給料月額×23/100×勤続月数	7,032,480 円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

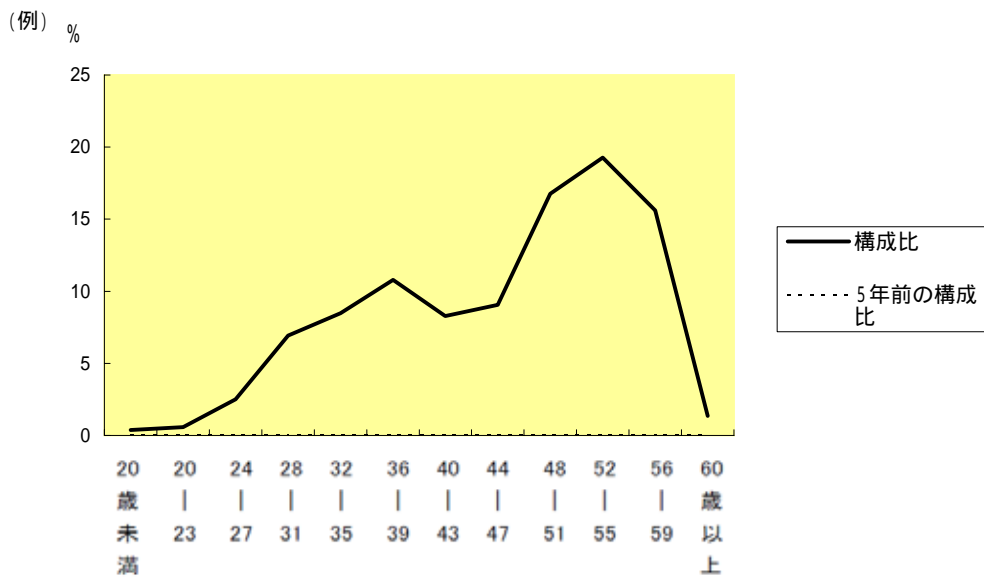
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		平成18年	平成19年		
普 通 会 計 部 門	議会	4	4	0	
	総務	88	86	-2	事務事業の見直しによる事務量の縮減
	税務	29	26	-3	事務事業の見直しによる事務量の縮減
	農林水産	35	33	-2	事務事業の見直しによる事務量の縮減
	商工	13	10	-3	事務事業の見直しによる事務量の縮減
	土木	34	31	-3	事務事業の見直しによる事務量の縮減
	民生衛生	112	108	-4	事務事業の見直しによる事務量の縮減
一般行政部門	計	342	323	-19	事務事業の見直しによる事務量の縮減 ゴミ収集業務委託による職員数減
教育部門		102	97	-5	事務事業の見直しによる減員
消防部門		54	55	1	消防団事務増加による増員
小計		498	475	-23	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.1 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.98 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	12	18	6	簡易水道関係職員分をその他の区分より変更
	下水	32	27	-5	簡易水道関係職員分を水道の区分に変更
	その他				
小計		44	45	1	
合 計		542	520	-22	<参考> 人口1万人当たり職員数 151.18 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	3人	13人	36人	44人	56人	43人	47人	87人	100人	81人	7人	519人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
557人	495人	62人	11.13%

(参考) における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	18年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	計	数値目標
一般行政	職員数	350	342	323		302
	増減		-8	-19	(56.3 %)	-48
教 育	職員数	110	102	97		96
	増減		-8	-5	(92.9 %)	-14
消 防	職員数	53	54	55		53
	増減		1	1	(%)	0
公 営 企 業 等 会 計	職員数	44	44	45		44
	増減		0	0	(%)	0
計	職員数	557	542	520		495
	増減		-15	-38	(61.3 %)	-62

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	519,312	53,162	101,646	19.6	18.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	12	50,643	6,121	21,738	78,502	6,542

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

平成18年度から5%の給与抑制措置を実施。

職員の基本給、平均月額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月額
美馬市	51.3 歳	391,080 円	605,669 円
団体平均	46.1 歳	351,660 円	549,784 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

美 馬 市			美馬市（一般行政職）		
1人当たり平均支給額(18年度)			1人当たり平均支給額(18年度)		
1,812 千円			1,769 千円		
(18年度支給割合)			(18年度支給割合)		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
3 月分		1.45 月分	3 月分		1.45 月分
(1.6)月分		(0.75)月分	(1.6)月分		(0.75)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～15%			・役職加算 5～15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

美 馬 市			美馬市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	26,175 千円		1人当たり平均支給額	23,240 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

工 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）		%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手当			日額 円
手当			1件当たり 円

才 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	2,164 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	180 千円
支給実績（17年度決算）	2,433 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	203 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給されるもの</p> <p>(ア)配偶者 13,000円</p> <p>(イ)配偶者以外 1人につき それぞれ6,500円</p> <p>・職員に配偶者がいない場合そのうち1人につき11,000円</p> <p>満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算</p>	同じ		1,247 千円	178,071 円
住居手当	<p>・自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給されるもの</p> <p>基礎控除額12,000円 最高支給限度額27,000円(単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する場合は、職員本人が居住する場合の手当額の1/2)</p> <p>・その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに対して支給されるもの</p> <p>3,500円(単身赴任手当受給者の配偶者が居住する場合は1,700円)</p>	同じ		608 千円	75,938 円
通勤手当	<p>・通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員に対して支給されるもの</p> <p>定期券(6箇月を超えない範囲内で最も長い期間のもの)の価格(最高支給限度額55,000円)</p> <p>・通勤のため自動車等を利用することを常例とする職員に対して支給されるもの</p> <p>片道の使用距離に応じ24,500円まで</p> <p>・通勤のため、特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に対して支給されるもの</p> <p>特別料金等の2分の1の額 最高支給限度額25,000円</p>	同じ		693 千円	77,033 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給されるもの ・給料月額×支給割合(給料月額の25/100を超えない範囲内)	同じ		1,250 千円	312,402 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に支給されるもの ・勤務1回につき12,000円を超えない範囲内の額	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給されるもの ・月額23,000円+加算額(45,000円を超えない範囲内)	同じ		0 千円	0 円

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
12 人	11 人	1 人	8.3 %

(参考) における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) を参照